

令和4年第3回臨時会

中川村議会会議録

中川村議会

令和4年第3回中川村議会臨時会議事日程（第1号）

令和4年8月24日（水） 午前9時30分 開会

日程第1 仮議席の指定
日程第2 議長の選挙

令和4年第3回中川村議会臨時会議事日程（第1号追加）

令和4年8月24日（水） 午前9時30分 開会

追加日程第1 議席の指定
追加日程第2 会議録署名議員の指名
追加日程第3 会期の決定について
追加日程第4 副議長の選挙
追加日程第5 常任委員会委員の選任について
追加日程第6 議会運営委員会委員の選任について
追加日程第7 上伊那広域連合議会議員の選任について
追加日程第8 伊南行政組合議会議員の選任について
追加日程第9 報告第1号 専決処分の報告について
〔損害賠償の額の決定及び和解について〕
追加日程第10 承認第1号 専決処分の報告を求めることについて
〔令和4年度中川村一般会計補正予算（第3号）〕
追加日程第11 議案第1号 中川村監査委員の選任について

出席議員（10名）

1番 片桐邦俊
2番 松村利宏
3番 中塚礼次郎
4番 長尾和則
5番 桂川雅信
6番 山崎啓造
7番 島崎敏一
8番 大島歩
9番 大原孝芳
10番 松澤文昭

欠席議員（0名）

説明のために参加した者

村長	宮下健彦	副村長	富永和夫
教育長	片桐俊男	総務課長 会計管理者	松村恵介
地域政策課長	眞島俊	住民税務課長	小林郁子

職務のために参加した者

議会事務局長 桃澤清隆
書記 座光寺てるこ

令和4年第3回中川村議会臨時会

会議のてんまつ

令和4年8月24日 午前9時30分 開会

- 事務局長 御起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）着席ください。（一同着席）
議会事務局長の桃澤です。
本臨時会は、一般選挙後の初めての議会です。
議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中の年長の議員が臨時議長の職務を行うこととなっております。
年長の山崎啓造議員を御紹介いたします。
〔臨時議長 山崎啓造君 議長席へ着席〕
- 臨時議長 ただいま御紹介いただきました年長の山崎啓造であります。（笑声）
地方自治法第107条の規定により臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いたします。
ただいまから令和4年第3回中川村議会臨時会を開会します。
これより本日の会議を開きます。
日程第1 仮議席の指定を行います。
仮議席は、ただいま着席の議席とします。
ここで暫時休憩とします。
〔午前9時32分 休憩〕
〔午前9時37分 再開〕
- 臨時議長 会議を再開いたします。
日程第2 議長の選挙を行います。
お諮りします。
選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 臨時議長 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。
お諮りします。
指名の方法については臨時議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 臨時議長 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。
議長に松澤議員を指名いたします。
お諮りします。
ただいま臨時議長が指名しました松澤文昭君を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

○臨時議長 「〔異議なし〕と呼ぶ者あり」
異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました松澤文昭君が議長に当選しました。

それでは、松澤文昭君が議場内におりますので、承諾及び挨拶をお願いいたします。

〔議長 松澤文昭君 起立〕

○議長 議員の皆さんの御推挙を受けまして第17期中川村議会議長に選任されました。もとより未熟者であり、全議員の皆さんの協力なくしては議長という重責を全うすることができません。議員の皆さんの御支援、御協力をお願いしたいと思います。

さて、村と議会は対等の立場と地位にあり、村の具体的な政策を最終的に決定するいわゆるチェック機能の役割を議会は果たしていると言われております。

しかし、今日、中川村の住民も多様化しており、行政の役割も複雑で、そして多様なニーズに応じていかなければならなくなっております。

したがって、議会としましても、チェック機能はもちろん、複雑で多様なニーズにこたえていくため知恵やアイデアを出しながら積極的に政策提案・提言を行っていく必要があると考えます。

次に、議会としては広報、情報の開示、透明化もスピーディーに積極的に行っていく必要があるというふうに考えています。情報の開示、透明化が図られれば、村民との議論が活発化して村の活性化につながると考えます。

最後に、これが一番の重要だと考えていることがあります。それは、議員が村民、村のために最大限働くことでもあります。議員個人がこの自覚を持って活動すれば、村の活性化はもとより、議員の活動を見ている村民も議員としてのやりがいを感じるようになり、議員の成り手不足の解消にもつながると考えます。

以上のことを踏まえ、中川村議会としては初めてでありますけれども、ビジョンを作成したいというふうに思っております。

中川村の議会は、「村民の声を聴き、議会の声を村民に届け、そして村民、村に働く議会」を目指していきたいというふうに思っております。

村民の声を聴く——「聴く」というのはみみへの「聴く」でありますけれども、単純に村民の声を聞くだけではなくて、積極的に村民の声を聞いて、そして声なき声も村政に反映させるということが必要かなというふうに思っております。

それから、議会の声を村民に届けるとは、議会の考えを村民に伝えるだけでなく、村民に届く分かりやすい広報活動を行うという意味であります。

それから、村民、村に働くとは、村民、村のため単純に働くということではなくて、村民、村に対して役立つ働きをする、そういう議会を目指したいと考えておるわけであります。

再度、中川村議会のビジョンを申し上げます。中川村議会は「村民の声を聴き、議会の声を村民に届け、そして村民、村に働く議会」を目指してまいりたいというふうに思います。

今回、30代40代の若い世代を中川村議会に迎え入れ、若い感性とアイデアを議会と

して取り入れながら活発な議論を行い、村と切磋琢磨しながら中川村の活性化のために一致団結して取り組んでいきたいと考えます。

議員の皆さんの御協力を改めてお願い申し上げまして、議長就任に当たっての挨拶とします。

〔議長 松澤文昭君 着席〕

○臨時議長 ありがとうございました。

これで臨時議長の職務は全部終了しました。御協力ありがとうございました。ただいまから、新議長の下、議事を進行いたします。

〔山崎啓造君 復席〕

〔議長 松澤文昭君 議長席へ移動・着席〕

○議長 長 それでは、ここで暫時休憩といたします。再開は追って連絡します。

[午前9時45分 休憩]

[午前9時47分 再開]

○議長 長 会議を再開いたします。

それでは、引き続き追加議事日程により議事を進行いたします。

追加日程第1 議席の指定を行います。

議席は議会会議規則第4条の規定により指定いたします。

10番以外の方は、ただいま着席のとおりとし、10番 山崎啓造君は6番に、私、松澤文昭の議席を議会先例により10番に指定いたします。

議席の移動をお願いいたします。

〔議席移動〕

○議長 長 追加日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、議会会議規則第120条の規定により1番 片桐邦俊君及び2番 松村利宏君を指名いたします。

追加日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本議会の会期は本日1日限りといたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長 長 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開は追って連絡します。

[午前9時49分 休憩]

[午前9時51分 再開]

○議長 長 会議を再開します。

追加日程第4 副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

○議 長 「〔異議なし〕と呼ぶ者あり」
異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。
お諮りします。
指名の方法については議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

○議 長 「〔異議なし〕と呼ぶ者あり」
異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。
副議長に中塚礼次郎君を指名します。
お諮りします。
ただいま議長が指名しました中塚礼次郎君を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

○議 長 「〔異議なし〕と呼ぶ者あり」
異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました中塚礼次郎君が副議長に当選しました。
中塚礼次郎君、自席において当選承諾及び挨拶をお願いします。
〔副議長 中塚礼次郎君 起立〕

○副 議 長 ただいま指名いただき副議長に選任いただきました中塚礼次郎です。
議会の民主的な運営と一丸となった議会、それによって持続可能で活力ある村づくりのために、松澤議長を補佐しながら目的に向かって頑張っていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。
〔副議長 中塚礼次郎君 着席〕

○議 長 追加日程第5 常任委員会委員の選任についてを議題とします。
常任委員会委員の選任は、委員会条例第7条第6項及び議会先例第20条の規定により、希望を取りまとめの上、議長が会議に諮って指名したいと思います、御異議ありませんか。

○議 長 「〔異議なし〕と呼ぶ者あり」
異議なしと認めます。
ここで暫時休憩とします。再開は追って連絡します。
〔午前 9時53分 休憩〕
〔午前10時30分 再開〕

○議 長 会議を再開します。
お諮りします。
常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います、ご異議ありませんか。

○議 長 「〔異議なし〕と呼ぶ者あり」
異議なしと認めます。よって、常任委員会委員は、総務経済委員会委員に松村利宏君、長尾和則君、大島歩君、大原孝芳君、松澤文昭、厚生文教委員に片桐邦俊君、桂川

雅信君、山崎啓造君、島崎敏一君、中塚礼次郎君、以上のとおりに選任することに決定しました。
ただいま常任委員会委員が決まりましたので、それぞれ委員会を開催し、正副委員長の互選をお願いします。
なお、委員長が互選されるまでは、委員会条例第9条第2項の規定により年長の委員が委員長の職務を行うこととなりますので、お願いします。
ここで委員会開催のため暫時休憩とします。再開は追って連絡します。
〔午前10時32分 休憩〕
〔午前10時46分 再開〕

○議 長 会議を再開します。
ただいま行われました各常任委員会の正副委員長の互選の結果を報告します。
総務経済委員会の委員長に松村利宏君、副委員長に長尾和則君が選任されました。
厚生文教委員会の委員長に桂川雅信君、副委員長に島崎敏一君が選任されました。
ここで各常任委員会の委員長より自席で挨拶をお願いします。
初めに総務経済委員会委員長。
〔総務経済委員長 松村利宏君 起立〕
〔松村利宏〕 このたび総務経済委員長に選任されました松村利宏です。
村の総務経済の発展のために全力で頑張っていきたいと思っております。
総務経済だけでなく、議会の皆さんの御指導をいただき頑張っていきたいと思っておりますので、指導をよろしくお願いいたします。
〔総務経済委員長 松村利宏君 着席〕

○議 長 次に厚生文教委員会委員長の挨拶をお願いします。
〔厚生文教委員長 桂川雅信君 起立〕

○厚生文教委員長 〔桂川雅信〕 厚生文教委員会の委員長に推挙されました桂川雅信です。
厚生文教関連の仕事はかなり山積みになってきておりますので、皆さんの御支援で一生懸命取り組みたいと思っております。よろしくお願いいたします。
〔厚生文教委員長 桂川雅信君 着席〕

○議 長 ここで暫時休憩とします。再開は追って連絡します。
〔午前10時48分 休憩〕
〔午前10時58分 再開〕

○議 長 会議を再開します。
追加日程第6 議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。
お諮りします。
議会運営委員会の委員は議会先例第37条の規定により副議長及び各常任委員会委員長並びに議員で構成することになっております。よって、委員会条例第7条第4項の規定により片桐邦俊君、大島歩君、松村利宏君、桂川雅信君、中塚礼次郎君を指名したいと思います、御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員は片桐邦俊君、大島歩君、松村利宏君、桂川雅信君、中塚礼次郎君を選任することに決定しました。

ここで議会運営委員会の正副委員長互選のため暫時休憩とします。再開は追って連絡します。

[午前11時01分 休憩]
[午前11時06分 再開]

○議長 会議を再開します。

ただいま議会運営委員会を開催し正副委員長が選任されましたので報告します。

委員長に片桐邦俊君、副委員長に大島歩君が選任されました。

ここで議会運営委員会の委員長より自席において挨拶をお願いします。

[議会運営委員長 片桐邦俊君 起立]

○議会運営委員長 (片桐邦俊) 私は、ただいまの議会運営委員会におきまして委員長に選任いただきました片桐邦俊でございます。

新たな17期委員による定例会が早々9月からスタートを切るわけであります。微力ですが、円滑、効率的な議会運営に向けまして努力してまいりたいと思っておりますし、また村民の皆さんの中から関心を持たれるような議会運営を目指していきたいというふうに思っておりますので、ぜひ皆様方の御協力をお願い申し上げます。よろしく願いいたします。

[議会運営委員長 片桐邦俊君 着席]

○議長 ここで暫時休憩とします。再開は追って連絡します。

[午前11時07分 休憩]
[午前11時18分 再開]

○議長 会議を再開します。

追加日程第7 上伊那広域連合議会議員の選出について選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

上伊那広域連合議会議員には、私、松澤文昭、中塚礼次郎君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました松澤文昭、中塚礼次郎君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました松澤文昭、中塚礼次郎君が上伊那広域連合議会議員に当選されました。

追加日程第8 伊南行政組合議会議員の選出について選挙を行います。

選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

伊南行政組合議会議員には、私、松澤文昭、中塚礼次郎君、松村利宏君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました松澤文昭、中塚礼次郎君、松村利宏君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました、松澤文昭、中塚礼次郎君、松村利宏君が伊南行政組合議会議員に当選されました。

ここで暫時休憩とします。再開は追って連絡します。

[午前11時22分 休憩]
[午後1時35分 再開]

○議長 会議を再開します。

ここで村長の挨拶をお願いします。

○村長 令和4年中川村議会第3回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、それぞれ御多用の中、全員定刻に御参集いただき、誠にありがとうございます。

本議会は第17期の最初の議会となります。松澤文昭議長、中塚副議長をはじめ、松村総務経済委員長、桂川厚生文教委員長、各副委員長並びに常任委員会の構成が決まり、また片桐議会運営委員長が選出されまして、新しい体制でスタートが切られたところであります。

新議会に対しまして改めて敬意を表し、執行側の私たちも新たな気持ちで気を引き締めて事業執行に当たってまいります。

今回の村議会議員選挙につきましては、定数10に対して10の方が立候補をし、候補者それぞれが政策を示される中で村民から信任を得て当選されたものであります。

選挙戦とはなりませんでしたが、30代40代の若い議員も数十年ぶりに誕生し、また空白となっておりました女性議員も誕生するなど、多様な世代からなる議会が始まることに村民の期待と注目が集まるものであると思っております。

さて、本日は、最初に議会に報告及び承認を求める専決処分2件と御提案申し上げる案件は中川村監査委員の選任に関する1議案でございます。

専決処分した2件のうち1件は個人宅内における公用車の接触事故の和解に関する者、もう一件は承認を求めるもので、8月7日に行われました長野県議会議員補欠選挙事務費及びマイナンバーカード普及促進に係る一般会計(第3号)補正予算であり、専決処分した後の最初の議会において報告すべきものと定められているものでございます。

監査委員は、予算の適切な執行、事業の計画的な実施、そして決算についての監査を通して地方自治法をはじめとする法令にのっとりた村の事業運営をチェックする任務を持つ重要な人事案件であります。

慎重な御審議をいただきますようお願い申し上げ、臨時会開会の御挨拶といたします。

○議長 追加日程第9 報告第1号 専決処分の報告について
〔損害賠償の額の決定及び和解について〕

を議題とします。

報告第1号の説明を求めます。

○総務課長 報告第1号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のように専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

専決番号につきましては10号になります。

令和4年7月22日の専決であります。

損害賠償の額の決定及び和解について。

個人宅敷地内における公用車の接触事故に係る損害賠償の額を次のように決定し、和解したものであります。

事故発生日時は令和4年5月12日午後4時頃であります。

事故発生場所は記載のとおりであります。

事故の相手方の住所、氏名も記載のとおりであります。

損害物件は水道施設です。

事故の概要につきましては、個人宅に訪問後、車両を前進したところ、公用車の後部、下部を手洗い槽に接触させたものであります。

損害賠償額は1万1,440円です。

以上、報告をいたします。

○議長 以上で報告を終わります。

追加日程第10 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
〔令和4年度中川村一般会計補正予算(第3号)〕

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○副村長 それでは、承認第1号 令和4年度中川村一般会計補正予算(第3号)について御説明をいたします。

今回の補正予算は、7月20日の前期議会全員協議会で御説明した内容のものでありますが、8月7日に行われた県議会議員補欠選挙と国が進めるマイナンバーカード普及促進に係る予算の追加で、7月20日付で専決処分を行ったものであります。

議案書に沿って御説明をいたします。

議案書の裏表紙を御覧ください。

第1条 歳入歳出予算の補正は、既定予算の総額に1,100万円を追加し総額を38億2,000万円とするもので、款項区分ごとの補正額及び補正後の予算額は第1表 歳入歳出予算補正によるものであります。

事項別明細書の歳入から御説明をいたします。

5ページをお開きください。

5ページ、16款 国庫支出金、総務費補助金412万5,000円は、マイナンバーカード普及促進事務経費に係る国庫補助金。

次の6ページ、17款 県支出金、選挙費負担金141万2,000円は、県議会議員補欠選挙事務に係る県からの補助金であります。

7ページ、21款 繰越金546万3,000円は前年度繰越金の追加であります。

続いて歳出について御説明をいたします。

8ページ、2款 総務費の戸籍住民台帳費はマイナンバーカード普及促進に係る事業費の追加で、本年9月末までを取得率向上に向けた重点推進期間として位置づけ、休日等、庁内での出張申請補助業務委託費や来庁が困難な高齢者などに個別に対応するためのタブレット購入費、また村独自の特典としてカードを既に取得されている方と新規に取得された方に村内で使える2,000円分の商品券を配付する経費等を合わせて870万5,000円を追加するもの。

04の選挙費は、さきに行われました県議会議員補欠選挙の事務費として141万2,000円を追加するものであります。

10ページの14款 予備費を88万3,000円増額し予算の調整を行いました。

以上、御承認のほどよろしく願いいたします。

○議長 説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
本件は承認することに賛成の方は挙手を願います。
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、承認第1号は承認することに決定しました。
追加日程第11 議案第1号 中川村監査委員の選任について
を議題とします。
ここで地方自治法第117条の規定により大原孝芳君の退場を求めます。
〔9番 大原孝芳君 退場〕

○議 長 朗読願います。
○事務局長 朗読

○議 長 提案理由の説明を求めます。
○村 長 議案第1号につきまして提案説明を申し上げます。
氏名は大原孝芳。
生年月日及び住所は記書きに記載のとおりでございます。
議会議員から選任すべき監査委員としましては、これまで飯島寛議員に1年5か月間お務めをいただき、極めて的確な監査業務に当たっていただきました。この場をお借りしてお礼を申し上げます。
後任として新たに議会から御推薦をいただきました大原孝芳氏を監査委員として選任いただきますよう、改めて御提案を申し上げます。御同意を賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議 長 説明を終わりました。
これより質疑、討論を行います。
質疑、討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑、討論なしと認めます。
これより採決を行います。
本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕

○議 長 全員起立であります。よって、議案第1号は同意することに決定しました。
大原孝芳君の入場を求めます。
〔9番 大原孝芳君 入場・復席〕

○議 長 これで本臨時会に付議された事件の審議は全て終了しました。
ここで村長の挨拶をお願いします。

○村 長 第3回臨時会の閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。
本臨時会では、一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認、監査委員の任命につきまして御同意をいただき、誠にありがとうございました。
大原議員には、岡田代表監査委員とともに、毎月の出納、また村の会計全般にわたっ

ての監査に当たっていただきますので、改めてよろしく願いいたします。
本日から中川村議会第17期がスタートをいたしました。これからの4年間、村の発展のために御奮闘いただきますよう改めてお願いを申し上げます。

引き続き9月の定例会にはNPOタクシーを廃止し10月から新たにデマンド型公共交通を開始するための条例の新設をはじめ、令和3年度事業年度の各会計の決算の審査、令和4年度の補正予算等を御提案申し上げますので、審議のほどお願いをいたします。

コロナの感染状況につきましては、感染力の強いオミクロン株の派生型、BA.5が猛威を振るっておりまして、前日の新規感染者数を上回る日が続いております。お盆の帰省という人の移動が終わりまして、大人から子ども、家族への感染が広がるステージに入っていることに警戒を続けなければなりません。一人一人の感染予防の基本を守りつつ、経済活動も維持をするという難しい局面にあります。

一方、村は8月30日から第4回目の集団ワクチン接種を開始し、12歳以上の村民全体に接種完了者を広げてまいります。

お盆を過ぎ、秋の空気に入れ替わった感じがしております。

昨年の出穂期に重なる長雨による受精不良、いもち病の発生で米の出来が悪かったことを思うと、今のところ病害虫の被害も少なく、順調な稲の出来であり、果樹につきましても例年とほぼ同じ作況であるとのことで、このまま順調な収穫の秋を迎えていくことを願うところですが、台風の到来がいまだにないことに少し不安を感じております。

新議員の皆様には、お体に留意され、9月の定例会でお会いすることをお願いし、閉会の御挨拶といたします。

ありがとうございました。

○議 長 これで本日の会議を閉じます。

以上をもって令和4年第3回中川村議会臨時会を閉会といたします。
御苦労さまでした。

○事務局長 御起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

〔午後1時58分 閉会〕

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____